

令和8年4月1日施行 改正道路交通法

自転車の交通違反が交通反則通告制度(青切符)の対象に!

固環境防災課防災班 ☎84-1216

4月1日から、16歳以上の自転車利用者の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)による取り締まりが行われるようになります。

交通反則通告制度とは、一定の違反行為をした運転者に対して、車やオートバイと同様に「青切符」による反則(違反)告知を行い、各反則(違反)行為に定められた反則金の納付を通告するものです。

反則金を納付した場合、運転者はその反則(違反)行為に定められた刑事罰を科されることはありません。

※運転免許の有無は関係ありません。

※酒酔い運転や酒気帯び運転は、より悪質な交通違反として、これまで通り交通切符(赤切符)の対象となり、刑事罰が科されます。

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう

自転車乗用中の死亡事故の多くが、頭部の損傷によるものです。

ヘルメットは、転んだときや交通事故にあったときに、衝撃から頭部を守ってくれます。

命を守るため、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

主な自転車の交通違反と反則金(一例)

違反行為	反則金の額
スマートフォンや携帯電話の使用(ながら運転)	12,000円
車道の右側通行	6,000円
信号無視	6,000円
一時不停止	5,000円
傘さし運転・イヤホンの使用	5,000円
無灯火	5,000円
横に2台以上並んで走行(並進)	3,000円
2人乗り ※未就学児を幼児用座席に乗車させる場合を除く	3,000円



軽自動車等の廃車手続きは3月中に!

固税務課住民税班 ☎84-1212

軽自動車税は、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)、小型特殊自動車(農耕用作業車・フォークリフト等)、ミニカー、二輪車(オートバイ)、三輪以上の軽自動車を、4月1日時点で所有している方に課税される税金です。

廃車・譲渡・盗難・転出などにより軽自動車などを所有しなくなった場合でも、3月中に廃車手続きをしないと、令和8年度も1年間分課税されます。年度途中で廃車手続きをしても、月割りでの還付はありません。

なお、納税通知書は5月上旬に発送します。



車種	手続き・問い合わせ先
○原動機付自転車(125cc以下) ○特定小型原動機付自転車(0.6kW以下) ○小型特殊自動車(農耕用・その他) ○ミニカー	税務課住民税班 横芝光町宮川11902 ☎84-1212
○二輪車(125ccを超えるもの)	関東運輸局千葉運輸支局 千葉市美浜区新港198 ☎050-5540-2022(音声ガイド)
○軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会千葉事務所 千葉市美浜区新港223-8 ☎050-3816-3114(音声ガイド)

※土・日曜日、祝・休日を除く